

～パート・アルバイト・契約社員・派遣社員の正社員化を。～

キャリアアップ助成金

正規雇用転換等コース

キャリアアップ助成金(正規雇用転換等コース)

1.概要

契約社員、パート労働者、派遣労働者等を正規雇用または無期雇用に転換、もしくは直接雇用した場合に助成。

2.助成額

- ①有期 → 正規 : 1人当たり57万円<72万円>
- ②有期 → 無期 : 1人当たり28,5万円<36万円>
- ③無期 → 正規 : 1人当たり28,5万円<36万円>

※①～③合わせて1年度1事業所当たり20人まで

※派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合は(①③)1人当たり28.5万円<36万円>加算

※母子家庭の母等を転換等した場合は1人当たり①9.5万円<12万円> ②③4.75万円<6万円>加算

キャリアアップ助成金(正規雇用転換等コース)

3.生産性向上要件

【趣旨】 個々の労働者が生み出す付加価値(生産性)を高めていき、企業における生産性を向上させる企業に対して助成額を割増する。

【要件】 直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べ6%以上伸びていること。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

※算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないこと。

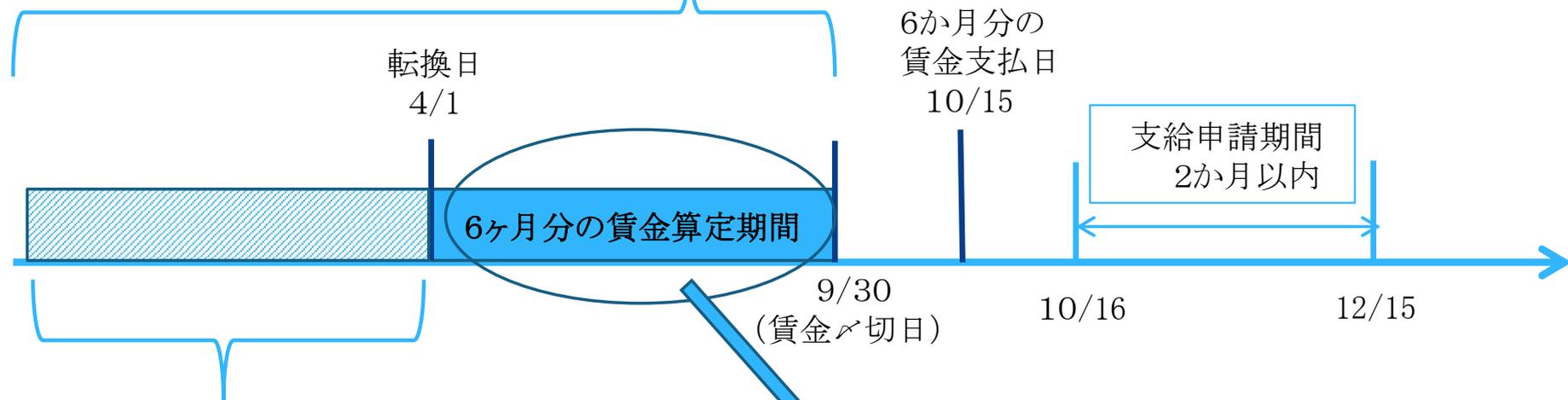
キャリアアップ助成金(正規雇用転換等コース)

3.申請までの流れ

転換または直接雇用し対象労働者に対し、正規雇用労働者または無期雇用労働者として賃金を6か月分支給した日の翌日から2か月以内に申請。

(例) 賃金締切日が月末で翌月15日払いの場合

最低1年間の雇用実績(正規・非正規)が必要



6ヶ月以上の雇用期間(有期雇用契約)
または派遣受け入れ期間

転換前6か月間の賃金より3%以上増額させること。

キャリアアップ助成金(正規雇用転換等コース)

4.手続きの流れ

キャリアアップ計画の作成・提出



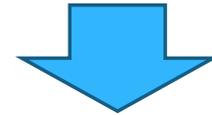
転換・直接雇用を実施する1か月前までに提出

就業規則に転換制度を規定



10人以上の事業所は労働基準監督署への届出が必要です。

正規雇用等への転換・直接雇用の実施



転換後に適用される就業規則に規定している労働条件・待遇にする必要があります。

転換後6ヶ月分の賃金を支給・支給申請

賃金には時間外手当等も含まれます。

就業規則の7つのメリット

1. 未払い残業代対策
2. うつ病社員対策
3. 問題社員の解雇対策
4. パワハラ・セクハラ対策
5. 個人情報・社内情報流出対策
6. 定年トラブル対策
7. 有給休暇取得トラブル対策

※就業規則に記載がないと会社側が罰することができません。